

業務取扱要領

56701—57000 雇用保険給付関係
(教育訓練休暇給付金)

厚生労働省職業安定局雇用保険課

目 次

目 次	1
56701-56730 第1 教育訓練休暇給付金の支給に係る手続等	1
56701-56710 1 賃金支払状況及び支給要件の確認等	1
56701 (1) 概要	1
56702 (2) 対象教育訓練休暇	1
56703 (3) 賃金月額証明書の届出	2
56711-56720 2 受給資格の決定	7
56711 (1) 概要	7
56712 (2) 受給資格の決定	7
56713 (3) みなし被保険者期間及び算定基礎期間	10
56714 (4) 所定給付日数の決定	15
56715 (5) 教育訓練休暇給付金の日額の決定	16
56716 (6) 受給資格決定が遅延した場合等の取扱い	16
56721-56730 3 教育訓練休暇取得の認定及び教育訓練休暇給付金の支給決定	17
56721 (1) 概要	17
56722 (2) 教育訓練休暇取得認定申告書の提出等	17
56723 (3) 教育訓練休暇取得の認定	19
56724 (4) 教育訓練休暇給付金の支給決定	19
56725 (5) 受給期間の延長	19
56726 (6) その他の留意事項	30
56727 (7) 教育訓練休暇給付金の支給に伴う被保険者期間等の取扱い	33
56728 (8) 併給調整等	33
56731-56740 第2 教育訓練休暇給付金支給対象者が教育訓練休暇給付金を受給した後6 か月以内に特定受給資格者等となった場合の基本手当の特例	33
56731 (1) 概要	33
56732 (2) 事業主の離職証明書の記載に当たっての留意事項	34
56733 (3) 基本手当の受給資格決定に当たっての留意事項	34
56734 (4) 基本手当の特例における所定給付日数の決定	35
56735 (5) 基本手当の特例における基本手当日額の決定	35
56741-56750 第3 未支給教育訓練休暇給付金の支給	35
56741 (1) 概要	35
56742 (2) 未支給教育訓練休暇給付金支給対象者	35
56743 (3) 未支給教育訓練休暇給付金の算定対象となる期間及び支給対象日	36
56744 (4) 未支給教育訓練休暇給付金の請求	36
56745 (5) 未支給教育訓練休暇給付金の支給手続	37
56746 (5) 未支給教育訓練休暇給付金の支給に係る事務処理	38

56701-56730 第1 教育訓練休暇給付金の支給に係る手続等

56701-56710 1 賃金支払状況及び支給要件の確認等

56701 (1) 概要

教育訓練休暇給付金は、教育訓練休暇給付金の対象となる休暇（以下この節において「対象教育訓練休暇」という。）開始時の賃金日額を基礎として日額の決定を行うものであることから（56715 参照）、事業主は、その雇用する一般被保険者が対象教育訓練休暇を取得したときは、初回の対象教育訓練休暇の開始日（以下この節において「教育訓練休暇開始日」という。）の翌日から起算して10日以内に、適用事業の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下この節において「事業所管轄安定所」という。）の長に、当該一般被保険者の対象教育訓練休暇の開始時及びその日前の雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金賃金月額証明書（則様式第10号の2の2。以下この節において「賃金月額証明書」という。）等を提出し、賃金支払状況等の確認を受けなければならない（則第14条の2第1項）。

また、対象教育訓練休暇は、就業規則、就業規則に準ずる社内規定又は労働協約（以下この節において「就業規則等」という。）に基づき、業務命令ではなく一般被保険者である労働者本人が自ら希望したことにより、教育訓練等を受講するため無給で休暇を取得するものである必要があるが（56702イ参照）、賃金月額証明書等においてこれらの事項についても確認する。

事業所管轄安定所の長は、事業主から提出された賃金月額証明書等に基づき、教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者に係る記載事項（賃金月額証明書の①から⑩欄。⑩欄については56702ニ参照。）に不備がないか確認するとともに、就業規則等において業務命令によらない30日以上は無給の教育訓練休暇の取得に利用できる休暇制度が設けられていることを確認し、これらについて確認できた場合、事業主に対して雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明票（則様式第10号の2の2。以下この節において「賃金月額証明票」という。）（事業主控）、賃金月額証明票（本人手続用）及び教育訓練休暇給付金支給申請書（則様式第33号の2の10。以下この節において「支給申請書」という。）を交付する（則第14条の2第3項）。

事業主は、事業所管轄安定所の長からこれらの書類について交付を受けた場合、当該賃金月額証明票（本人手続用）及び支給申請書を一般被保険者に対して交付する。

なお、教育訓練休暇給付金に係る手続のうち、事業主が行うものについては事業所管轄安定所において、一般被保険者が行うものについては当該一般被保険者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下この節において「住居所管轄安定所」という。）において処理を行う。

56702 (2) 対象教育訓練休暇

イ 対象教育訓練休暇は、次の要件をすべて満たす教育訓練休暇をいう（則第101条の2の18）。

- (イ) 一般被保険者が、就業規則等に基づき、また、一般被保険者である労働者本人が業務命令によらず自らの意思で教育訓練を受けるために取得する休暇であって、一の休暇期間について、連続した30日以上休暇を取得するものであること。
- (ロ) 一般被保険者が、教育訓練休暇開始日から起算して1年以内（妊娠、出産、育児等の理由により30日以上教育訓練を受けることができない場合、当該教育訓練を受けることのできない日数を1年に加算した期間（その期間が4年を超えるときは、4年間）。以下この節において「受給期間」という。）に取得する無給の休暇であること。
- (ハ) 一般被保険者が、就業規則等に基づき、教育訓練休暇の期間、教育訓練の目標、教育訓練の内容、教育訓練の実施方法等を明らかにして事業主の承認を得た上で取得した休暇であ

ること。また、教育訓練休暇の期間等を変更する場合には、同様に事業主の承認を得たものであること。

(二) 原則として次のいずれかに該当する教育訓練を受けるための休暇であること。

a 学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校が提供する教育訓練

b 教育訓練給付金の講座指定を受けた教育訓練実施者が行う教育訓練

ただし、上記 a 及び b 以外の教育訓練であっても、教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者の疎明をもとに、住居所管轄安定所の長が制度趣旨に合致することを確認したものについては対象とする。具体的には、司法修習、語学留学、海外大学院での修士号等の取得がこれに含まれるが、これら以外の教育訓練について疑義がある場合は本省宛て照会すること。

ロ 教育訓練休暇給付金は、在職中の一般被保険者である労働者が休暇を取得して教育訓練に専念できるようにするための給付であることから、その趣旨に鑑み、教育訓練休暇開始時点において、当該休暇を取得する一般被保険者について休暇期間中に就業が予定されていない。ただし、教育訓練休暇開始時点では予期し得ない事由により、教育訓練休暇開始後に一定の就業が生じた場合には、当該教育訓練休暇全体に係る受給資格決定を取り消すことはせず、当該就業に係る日数については対象教育訓練休暇を取得していることの認定（以下この節において「教育訓練休暇取得の認定」という。）を行わず、教育訓練休暇給付金の支給を行わないものとする。

ハ 教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者が労働基準法第 65 条第 1 項に規定する産前休業又は同条第 2 項に規定する産後休業を取得している場合、これを中断するなどして対象教育訓練休暇の取得を開始することはできない。

ニ 教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者について、事業主において解雇や雇止め、休業を予定している場合、対象教育訓練休暇を取得することはできない。解雇や雇止め、休業の予定が無いことについては、事業主が、賃金月額証明書の⑩支給要件確認欄によって届け出る。なお、虚偽の届出を行った場合には罰則の対象となる場合があることに留意する。

ホ 一の対象教育訓練休暇の期間終了後、教育訓練休暇給付金の所定給付日数に残日数がある場合、受給期間内であれば、一般被保険者は、当該教育訓練休暇終了日後に、新たに教育訓練休暇の期間その他必要事項を明らかにして事業主の承認を得た上で、対象教育訓練休暇を取得することができる。なお、対象教育訓練休暇の取得の回数に制限はないが、それぞれの休暇について、上記イの対象教育訓練休暇の要件を満たす必要があることに留意すること。

ヘ 一の対象教育訓練休暇の期間については、一般被保険者が事業主の承認を得た上で取得した対象教育訓練休暇の初日を教育訓練休暇開始日、当該対象教育訓練休暇の末日を教育訓練休暇終了日とする。したがって、一般被保険者が対象教育訓練休暇を分割して複数回にわたって取得しようとする場合、その都度事業主の承認を得た上で取得する必要がある（則第 101 条の 2 の 20）。

56703 (3) 賃金月額証明書の届出

イ 教育訓練休暇の開始

教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者（令和 7 年 10 月 1 日以後に、教育訓練休

暇を開始した者)は、あらかじめ事業主の承認を受け、教育訓練休暇取得確認票(以下この節において「取得確認票」という。)に必要事項を記載し、当該取得確認票について事業主の証明を受けた上で、就業規則等に基づき、対象教育訓練休暇の取得を開始する。なお、取得確認票によらず、会社が定める様式を使用しても差し支えないが、取得確認票において記載すべき項目が網羅的に記載されていること、一般被保険者が事業主の承認を受けた上で対象教育訓練休暇を開始したことが明らかとなっていることが必要である。

また、就業規則に基づき対象教育訓練休暇を取得する場合(56702イ(ハ)参照)、就業規則の労働者への周知及び労働基準監督署への届出日(届出が義務づけられている場合に限る。)、就業規則等の施行日(又は改定日)並びに教育訓練休暇開始日は、この記載の順となっていることが必要である。事業主は、常時雇用する労働者が10人未満で就業規則の作成・届出義務がなく、就業規則を労働基準監督署に届け出していない事業所に係る就業規則を提出する場合又は就業規則に準ずる社内規定を提出する場合には、当該就業規則が適切に定められ、周知されていることを確認するため、事業主と労働組合等の労働者代表が連名で作成した申立書を添付することとする(56703ハ(ロ)参照)。ただし当該休暇制度を労働協約に設けている場合には、当該労働協約のみの提出で足り、また、制度施行日までに締結されたものであれば要件を満たす。

ロ 賃金月額証明書の届出

事業主は、その雇用する一般被保険者が対象教育訓練休暇を開始したときは、教育訓練休暇開始日の翌日から起算して10日以内に賃金月額証明書に必要事項を記載の上、ハの書類を添付し、来所又は郵送等により事業所管轄安定所の長に提出する(則第14条の2第1項)。その際、事業所管轄安定所の長は、事業主が書面により賃金月額証明書の届出を行う場合、3枚複写式の様式に記載して提出するよう指導する。

ハ 添付書類等

(イ) 賃金月額証明書の届出に当たっては、事業主は、賃金月額証明書に記載した賃金支払状況及び就業実態が確認できる書類を添付しなければならない。

具体的には、賃金台帳並びに出勤簿(タイムカード等)及び休暇簿等の写しを添付する。

なお、過去の当該事業所に係る資格取得届及び離職証明書の提出において、その記載内容の信頼性が高いと認められる事業主等については、関係書類との照合を適宜省略して差し支えない(21206、21502及び22604参照)。

(ロ) 業務命令によらない30日以上が無給の教育訓練休暇を取得することが可能な制度が存在することを確認できる書類

事業所管轄安定所の長は、該当部分の就業規則等の写しにより、業務命令によらない教育訓練の受講に利用できる、30日以上が無給の休暇制度が設けられていることの確認を行うこと。なお、教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者が、当該休暇制度の対象となっているか、就業規則等だけでは明らかではない場合には、事業所管轄安定所の長は、雇用契約書等をもとに確認を行うこと。

業務命令によらない教育訓練に利用できる無給の休暇制度とは、必ずしも教育訓練に用途を限定したものであることは求めず、用途を定めない休暇制度であって教育訓練のために利用が可能となっているもの(サバティカル休暇制度等)であっても差し支えない。一方で、業務命令により教育訓練を受講する場合の休暇制度、30日未満の休暇制度又は有給の休暇制度に基づいて取得する休暇制度に限定されている場合は、教育訓練休暇給付金の支給対象とならない。

また、イのとおり、事業主が、常時雇用する労働者が 10 人未満で就業規則の作成・届出義務がなく、就業規則を労働基準監督署に届け出ることが義務づけられていない事業所に係る就業規則を提出する場合には、当該就業規則が適切な手続きにより定められ、また、周知されていることを確認するため、事業主と労働組合等の労働者代表が連名で作成した申立書を添付させることとする。常時雇用する労働者が 10 人未満であるため就業規則の作成・届出義務がなく、労働基準監督署に届け出ている事業所の場合、就業規則を作成し、当該就業規則において教育訓練休暇制度を設けて周知していることについて、事業主と労働組合等の労働者代表による申立書を作成することで代替可能であるため、当該申立書の提出を求めること。

ニ 賃金月額証明票及び支給申請書の交付

事業所管轄安定所の長は、事業主に対し、上記ロ及びハにより提出された賃金月額証明書及び添付書類を確認し、賃金支払状況等及び就業規則等について確認できた場合には、支給申請書と、安定所長印（小）を押印し、様式名の（事業主控）に○を付した賃金月額証明票（事業主控）及び様式名の（本人手続用）に○を付した賃金月額証明票（本人手続用）を交付する（則第 14 条の 2 第 3 項）。なお、様式の 1 枚目を（事業主控）、2 枚目を（安定所手続用）、3 枚目を（本人手続用）とする。その際、事業主に対し、賃金月額証明票（本人手続用）及び支給申請書を教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者に速やかに交付するよう指導すること。

事業主は、事業所管轄安定所の長より交付された賃金月額証明票（本人手続用）及び支給申請書を、当該教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者に交付する。

教育訓練休暇取得確認票

<被保険者記載欄>

教育訓練休暇の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
教育訓練の目標	
教育訓練の内容 (施設等の名称・講座名等)	(教育訓練施設等の名称) (教育訓練講座名) (受講開始予定年月日) 令和 年 月 日 (受講終了予定年月日) 令和 年 月 日 (分類) ※該当する欄にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 民間の教育訓練機関 <input type="checkbox"/> 大学・大学院等 <input type="checkbox"/> その他 ()
教育訓練の実施方法 (対面・通信講座等)	

上記のとおり教育訓練休暇を取得することについて、申請します。

(フリガナ)

氏名

<事業主記載欄>

承認の求めがあった教育訓練休暇の取得は、これを承認します。

〒

住所

事業所名

事業主名

電話番号

56711-56720 2 受給資格の決定

56711 (1) 概要

教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者は、事業主から賃金月額証明票（本人手続用）及び支給申請書の交付を受けた後、速やかに支給申請書に必要事項を記載し、当該賃金月額証明票（本人手続用）及び事業主の証明を受けた取得確認票を添付して住居所管轄安定所の長に申請する（則第 101 条の 2 の 19 第 1 項）。住居所管轄安定所の長は、提出された書類を確認し、教育訓練休暇給付金の受給資格を確認した場合、当該一般被保険者に対し、教育訓練休暇給付金受給資格決定通知（則様式第 33 号の 2 の 11。以下この節において「受給資格決定通知」という。）を交付する（則第 101 条の 2 の 19 第 2 項）。

56712 (2) 受給資格の決定

イ 支給申請書の提出

教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者は、事業主から交付を受けた支給申請書に必要事項を記載の上、速やかにロの書類を添付し、来所又は郵送等により住居所管轄安定所の長に提出する（則第 101 条の 2 の 19 第 1 項）。

ロ 添付書類等

(イ) 賃金月額証明票（本人手続用）

当該一般被保険者が賃金月額証明票の内容を確認し、⑰欄に署名したものの提出を求めること。

(ロ) 取得確認票

当該一般被保険者本人が記載し、事業主の証明を受けたものの添付を求めること。

(ハ) 本人・住居所確認書類

50005(5)ロ(ロ)の書類の添付を求めること。なお、郵送又は電子申請（以下この節において「郵送等」という。）の場合であって、マイナンバーカードの写しを添付する場合、表面のみを求めること。

(ニ) 払渡希望金融機関口座を確認できる書類

当該一般被保険者が教育訓練休暇給付金の払渡しを希望する金融機関（出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 52 条第 2 項に規定する日本銀行が指定した銀行その他の金融機関に限る。以下この節において「金融機関」という。）の口座であって、支給申請書に記載された本人名義の普通預（貯）金口座又はその者が新たに設ける本人名義の普通預（貯）金口座に係るものについて、当該普通預（貯）金口座の通帳、キャッシュカード若しくはその他の払渡金融機関の口座情報が確認できるもの又はその写しを添えて添付するよう求めること。

(ホ) 教育訓練休暇給付金受給期間延長通知書

当該一般被保険者が受給資格の確認を行う前に教育訓練休暇給付金の受給期間を延長した場合には、教育訓練休暇給付金受給期間延長通知書（則様式第 17 号。以下この節において「延長通知書」という。）の添付を求めること（56725 参照）。

ハ 同意事項の確認

教育訓練休暇給付金は、一般被保険者が業務命令によらず自発的に教育訓練休暇を取得した場合に支給するものであり、また、教育訓練休暇給付金の受給に伴い求職者給付等の受給資格に影響を与えることから、一般被保険者本人が制度の内容を十分理解した上で、申請を行う必要がある。このため、教育訓練休暇給付金の支給申請の際に、①業務命令によらずに自発的な教育訓練を希望して取得すること、②教育訓練休暇給付金の受給に伴い求職者給付の受給資格に影響を与えることを理解した上で申請を行うものであること等について、当該一般被保険者本人の意思確認を行う必要があることから、

その旨を支給申請書の「4 同意事項」欄により確認すること。

ニ 受給資格決定通知の交付

支給申請書等の提出を受けた住居所管轄安定所の長は、必要事項が記載されていることを確認した上で、教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者が教育訓練休暇給付金の受給資格を満たす場合には、当該一般被保険者に対して、以下の方法により受給資格決定通知を交付する。交付の際には、30日に1回、教育訓練休暇取得認定申告書（則様式第33号の2の12。以下この節において「認定申告書」という。）を住居所管轄安定所の長に提出する必要があることを説明し、認定申告書を提出する日（以下この節において「認定日」という。）を設定した上で、当該一般被保険者に知らせる（則第101条の2の19第2項。下記へ参照。）

(イ) 受給資格決定通知は、住居所管轄安定所の長において確認が完了した支給申請書に記載された事項に基づき作成する。

(ロ) 受給資格決定通知の具体的な記載事項等は以下のとおりである。

a 受給資格が確認できた場合については、教育訓練休暇開始時賃金日額、教育訓練休暇給付金日額、所定給付日数等を印字の上、教育訓練休暇給付金支給対象者に交付すること。

b 受給資格が確認できなかった場合については、受給資格決定通知にその理由を印字の上、教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者に交付すること。

ホ 支給に係る事項の変更の届出

教育訓練休暇給付金支給対象者は、支給申請書及び上記ロで添付する書類の記載事項に変更があったときは、速やかに、変更の事実を証明することができる書類及び変更内容について事業主の承認を受けたことを証明することができる書類を添えて、その旨を住居所管轄安定所の長に届け出なければならない（則第101条の2の20）。

ヘ 認定日の指定

(イ) 住居所管轄安定所の長は、原則として教育訓練休暇開始日から起算して30日ごとに区切られた期間（以下この節において「支給対象期間」という。）ごとに認定日を指定することとし、当該認定日に認定申告書の提出を求める（法第60条の3第4項）。ただし、受給資格決定の際、住居所管轄安定所の長があらかじめ各支給対象期間に対応した認定日を設定することとしても差し支えない。

(ロ) 住居所管轄安定所の長は、認定日を定めたときは、その定めた認定日を教育訓練休暇給付金支給決定通知（則様式第33号の2の11。以下この節において「支給決定通知」という。）又は認定申告書に記載し、教育訓練休暇給付金支給対象者に通知する。

教育訓練休暇給付金支給申請書

1 本人 情報	フリガナ（ 被保険者氏名（ 昭和 年 月 日） 平成 令和 電話番号（	被保険者番号（ - - ）	住所（ 〒 - ）	
2 教育 訓練 情報	教育訓練施設等の名称 （ ） 教育訓練講座名（ ） 受講開始年月日（令和 年 月 日） 受講修了予定年月日（令和 年 月 日）			
3 休 暇 情報	教育訓練休暇開始日（令和 年 月 日） 教育訓練休暇終了日（令和 年 月 日）			
※ 事 業 所 情 報	事業所所在地 事業所名 事業主氏名 電話番号 事業所番号（			
4 同 意 事 項	<p>私（教育訓練休暇給付金の支給申請者）は、 <input type="checkbox"/> 業務命令によらずに教育訓練休暇を取得し、教育訓練を受講するため、教育訓練休暇給付金の支給申請を行います。 <input type="checkbox"/> 教育訓練休暇給付金の受給により、教育訓練休暇開始日前の雇用保険被保険者であった期間に基づく求職者給付（基本手当等）の受給資格を失うことを理解し、雇用保険法施行規則第101条の2の19第1項の規定による教育訓練休暇給付金の支給申請を行います。 <input type="checkbox"/> 解雇や雇止め、休業を予定されていることを知りながら教育訓練休暇を取得するものではありません。 <input type="checkbox"/> 上記について虚偽の申告をして教育訓練休暇給付金の支給を受けた場合、不正受給となることを理解しています。</p> <p>雇用保険法施行規則第101条の2の19第1項の規定により、教育訓練休暇給付金の支給を受けるため申請します。</p> <p>令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿</p> <p style="text-align:right;">申請者氏名</p>			
払渡希望金融機関指定届				
5 払 渡 希 望 金 融 機 関	フリガナ 名 称	金融機関コード	店舗コード	
	銀行等 <small>（ゆうちょ銀行以外）</small>	口座番号	本店	支店
	ゆうちょ銀行	記号番号	（普通） （総合）	
備 考				

※

所長	次長	課長	係長	係	操作者

様式第33号の2の10（第101条の2の19関係）（第2面）

注 意

- 1 この申請書は、教育訓練休暇給付金の支給申請を行うためのものです。
この申請書は、雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明票を受け取ってから速やかに、下記の確認書類を添付して申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に提出してください。
なお、この申請書を提出するだけでは教育訓練休暇給付金は支給されません。教育訓練休暇給付金は、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に教育訓練休暇取得認定申告書を提出し、教育訓練休暇を取得していることについて認定を受けた後に支給されます。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給の確認を行うことができません。
 - (1) 雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明票
 - (2) 本人確認及び本人の住所又は居所を確認できる官公署の発行した書類（原則原本。ただし、代理人による申請、郵送又は電子申請の場合は写しでも可。）
 - 具体的には、運転免許証、住民基本台帳カード、個人番号カード（マイナンバーカード）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行・発給された身分証明書若しくは資格証明書（本人の写真付き）のいずれか1種類です。これらが無い場合は、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）、児童扶養手当証明書又は官公署から発行・発給された身分証明書若しくは資格証明書（本人の写真がないもの）のいずれか2種類です。
 - (3) 休暇を開始する日前に教育訓練休暇を取得することについて事業主の承認を得たことの事実を証明することができる書類
- 3 妊娠、出産、育児、疾病若しくは負傷又はこれらに準ずる理由で30日以上教育訓練を受けることができない場合、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に「教育訓練休暇給付金受給期間延長申請書」を提出してください。申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長がやむを得ないとして、教育訓練休暇給付金の受給期間の延長を認める場合には、「教育訓練休暇給付金受給期間延長通知書」を交付します。
- 4 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練休暇給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 5 申請書の記載について
 - (1) 1欄は、漢字、カタカナ、ひらがな及び英数字（英字については大文字体）により明瞭に記載してください。
 - ・被保険者番号は、雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明票に記載されている被保険者番号を記載してください。なお、被保険者番号が16桁（2段／上6桁・下10桁）で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後の欄を空欄としてください。
 - ・年月日を記載する欄は、元号に○をした上で、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。
 - ・電話番号は、平日昼間に連絡の取りやすい電話番号を記載してください。
 - (2) 2～3欄は、教育訓練施設等の名称、教育訓練講座名、受講開始年月日及び受講修了予定年月日並びに教育訓練休暇開始日及び教育訓練休暇終了日を記載してください。申請書に記載された訓練情報及び休暇情報と実際の訓練情報及び休暇情報が異なる場合は、教育訓練休暇給付金の支給申請時に受給できないことがあります。変更された場合、速やかに住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長宛て連絡してください。
 - (3) 4欄は、各項目の内容をよく読んで、チェックを記入してください。
 - (4) ※印のついた欄には記載しないでください。
- 6 払渡希望金融機関指定届の記載について
 - (1) 「名称」欄には教育訓練休暇給付金を今後申請する際に払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）を記載してください。
 - (2) 「銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄又は「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄には、申請者本人の名義の通帳の記号（口座）番号を記載してください。
 - (3) この届の提出と同時に申請者本人の名義の通帳、キャッシュカードその他の払渡希望金融機関の口座情報を確認できるものを提示してください。

教育訓練休暇給付金受給資格決定通知・教育訓練休暇給付金支給決定通知

1. 被保険者番号	2. 氏名
3. 休暇開始時年齢	4. 生年月日
5. 住所又は居所	
6. 支払口座（金融機関・支店コード・口座番号）	

7. 休暇開始時賃金日額	8. 教育訓練休暇給付金日額	9. 所定給付日数
10. 通算被保険者期間	11. 休暇開始年月日	12. 休暇終了年月日
13. 受給期間満了年月日	14. 教育訓練施設等の名称	15. 教育訓練講座名

通 知 内 容	
------------------	--

公共職業安定所長

様式第 33 号の 2 の 11（第 101 条の 2 の 19、第 101 条の 2 の 25 関係）（第 2 面）

注 意

- 1 この通知は、13 欄の受給期間満了年月日まで大切に保管してください。もし、この通知を滅失し、又は損傷したときは、管轄公共職業安定所の長に速やかに申し出てください。
- 2 教育訓練休暇給付金の支給を受けようとするときは、この通知を教育訓練休暇取得認定申告書（様式第 33 号の 2 の 12）その他関係書類に添えて、原則として、管轄公共職業安定所の長に提出してください。
- 3 あなたが預貯金口座への振込みの方法によって支給を受ける場合、あらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振り込む手続きを、支給決定後に行いますので、その金融機関から支払いを受けてください。この場合、その金融機関から支払いを受けることができる日が、給付金の支給日となります。
- 4 定められた日に来所又は郵送等により申告を行わないときは、教育訓練休暇給付金の支給を受けられなくなることがあります。
- 5 教育訓練休暇期間中に離職したとき、自己の労働等によって収入を得たとき及び教育訓練休暇とは異なる休暇を取得したときは、その旨を必ず届け出てください。
- 6 偽りその他不正の行為によって教育訓練休暇給付金の支給を受け、又は受けようとしたときは、以後教育訓練休暇給付金の支給を受けられなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 7 氏名、住所若しくは居所、又は電話番号に変更があったときは、変更があった後の最初の認定日又は支給日に、届書を提出してください。
- 8 9 欄の所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に教育訓練休暇給付金を受けることができる最大限の日数です。
- 9 教育訓練休暇給付金に関する処分又は上記 6 の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に 雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 10 教育訓練休暇給付金について分からないことがあった場合には、公共職業安定所の窓口で御相談ください。

56713 (3) みなし被保険者期間及び算定基礎期間

教育訓練休暇給付金支給対象となる要件は、一般被保険者が教育訓練休暇給付金の対象となる休暇を取得した場合において、原則として、当該教育訓練休暇開始日前2年間におけるみなし被保険者期間が通算して12か月以上あり、かつ、基本手当の支給に関する算定基礎期間に相当する期間（以下この節において「算定基礎期間」という。）が5年以上であることである（法第60条の3第1項）。

支給申請書等の提出を受けた住居所管轄安定所の長が56712の受給資格の確認等を行うに当たっては、以下のとおり、教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者のみなし被保険者期間及び算定基礎期間について確認を行うこと。

イ みなし被保険者期間の確認

(イ) 原則

賃金月額証明票及び添付書類により、教育訓練休暇開始日の前日を離職日とみなした場合の、当該休暇開始日の前日から遡って2年間にみなし被保険者期間が12か月以上あることを確認する（法第60条の3第1項第1号）。

この場合、みなし被保険者期間は、被保険者であった期間のうち、教育訓練休暇開始日又は各月においてその日に応じ、かつ、被保険者であった期間内にある日（教育訓練休暇開始日に相当する日がない月においては、その月の末日。）の前日からそれぞれ、その前月の応じ日まで遡った各期間（賃金の支払の基礎となった日数が11日以上あるものに限る。）を1か月として計算する。

なお、教育訓練休暇開始日前の2年間に賃金支払基礎日数11日以上が12か月に満たない場合は、被保険者であった期間のうち、教育訓練休暇開始日又は各月においてその日に応じ、かつ、被保険者であった期間内にある日（教育訓練休暇開始日に相当する日がない月においては、その月の末日。）の前日からそれぞれ、その前月の応じ日まで遡った各期間において賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上であるものを1か月として計算する。

また、このように区切ることにより1か月未満の期間が生ずることがあるが、この場合は被保険者期間の算定に係る取扱いに準ずることとし、その1か月未満の期間の日数が15日以上であり、かつ、その期間内に賃金支払基礎日数が11日以上又は賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上あるときに、その期間を被保険者期間の2分の1か月として計算する（50103参照。船員に係る被保険者期間の通算については、50108参照。）

なお、次に掲げる期間は、みなし被保険者期間の算定の基礎となる「被保険者であった期間」に含めないで留意すること。

- a 最後に被保険者となった日前に、当該被保険者が基本手当の受給資格又は特例受給資格の決定を受けたことがある場合には、当該受給資格又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であった期間
- b 法第9条の規定による被保険者となったことの確認があった日の2年前の日（法第22条第5項に規定する者にあつては、同項第2号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日。50103イ(ロ)b参照。）前における被保険者であった期間
- c 被保険者が教育訓練休暇給付金の支給を受けたことがある場合には、当該給付金の支給に係る教育訓練休暇を開始した日前における被保険者であった期間（56727参照）

(ロ) みなし被保険者期間の確認に係る留意事項

最後に被保険者となった日（現在の被保険者資格を取得した日）前の被保険者であった期間につい

でも、当該被保険者期間に基づき基本手当の受給資格若しくは特例受給資格を取得していない場合又は教育訓練休暇給付金の支給を受けたことがない場合（上記(イ) a 及び c に該当しない場合）は、みなし被保険者期間を算定する期間に含めることができる。

具体的には、教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者の現在の事業主の下でのみなし被保険者期間が 12 か月に満たない場合、当該事業主に雇用されて被保険者となった日前の期間（当該一般被保険者が他の事業主に雇用されていた期間を含む。）も含めて、当該教育訓練休暇開始日の前日から遡って 2 年前までの期間の中でみなし被保険者期間を確認し、通算して要件を満たしていればよいものとする。この場合、当該一般被保険者は、以前に雇用されていた事業主から交付された雇用保険被保険者離職票（則様式第 6 号。以下この節において「離職票」という。）を、支給申請書の提出時に併せて住居所管轄安定所の長に提出する。ただし、上記(イ) a のとおり、その離職票によって求職者給付の受給資格を取得していないことが必要である。

この離職票は、住居所管轄安定所の長において受給資格を確認した後、写しをとった上で、当該一般被保険者に返戻すること。

また、当該一般被保険者が、当該離職票の交付を受けていない場合は、当該一般被保険者本人より当該被保険者資格喪失に係る事業主に対して離職票の交付を請求した上で、上記のとおり取り扱う。

(ハ) みなし被保険者期間の確認に当たっての緩和措置

みなし被保険者期間の確認に当たって、当該 2 年の間に、疾病、負傷等やむを得ない理由により引き続き 30 日以上賃金の支払を受けることができなかつた期間がある場合には、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた期間を 2 年に加算することができる。また、この加算できる期間は最長 2 年間であり、教育訓練休暇開始日の前日から遡って合計で最長 4 年間みなし被保険者期間の確認期間とすることができる（法第 60 条の 3 第 1 項第 1 号。50151～50155 にいう受給要件の緩和。以下この節において「緩和措置」という。）。

なお、この場合のやむを得ない理由として認められるのは、一般被保険者に対する求職者給付の受給要件の緩和について認められる事由と同一であり、具体的には以下のとおりである（則第 101 条の 2 の 22。詳細は 50152 参照。）。また、緩和措置の対象となる賃金の支払を受けることができなかつた期間には、育児休業等給付（育児時短就業給付金を除く。以下同じ。）を受給していた期間が含まれ、さらに、被保険者が女性である場合には、労働基準法第 65 条（船員の場合は船員法第 87 条）の規定に基づく産前・産後休業を取得していた期間も含まれるので、留意すること。

- a 疾病又は負傷
- b 事業所の休業
- c 出産
- d 事業主の命による外国における勤務
- e 雇用継続交流採用
- f a から e までに掲げる理由に準ずる事由で、住居所管轄安定所の長がやむを得ないと認めるもの
具体的には、次の場合は該当するものとして取り扱う。また、これら以外の理由でも該当すると思われる事例については本省に照会する。
 - (a) 同盟罷業、怠業、事業所閉鎖等の争議行為
 - (b) 事業主の命による他の事業主のもとにおける勤務
 - (c) 労働組合の専従職員としての勤務
 - (d) 親族の疾病、負傷等により必要とされる本人の看護

介護休業期間中に介護休業給付金の支給を受けていても、賃金の支払を受けていなければこれに該当する。

(e) 育児

育児休業期間中に育児休業等給付の支給を受けていても、賃金の支払を受けていなければこれに該当する。

(f) 配偶者の海外勤務に同行するための休職

ロ 被保険者であった期間（算定基礎期間）の確認

教育訓練休暇開始日の前日において算定基礎期間が通算して5年以上あることを確認する（法第60条の3第1項第2号）。

この場合の被保険者であった期間は、当該教育訓練休暇給付金に係る教育訓練休暇開始日の前日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に一般被保険者として雇用された期間（当該雇用された期間に係る被保険者となった日前に、他の事業所において一般被保険者であったことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であった期間を通算した期間。）とする。ただし、当該期間に次の(イ)～(ホ)に該当する期間が含まれているときは、当該期間を除いて算定した期間とする。なお、被保険者であった期間が5年以上あるか否かは被保険者台帳照会により確認すること。

(イ) 当該教育訓練休暇開始日の前日までに雇用された期間又は当該被保険者であった期間に係る被保険者となった日の直前の被保険者でなくなった日が当該被保険者となった日前1年の期間内にはないときは、当該直前の被保険者でなくなった日以前の被保険者であった期間（法第22条第3項第1号）

(ロ) 当該雇用された期間に係る被保険者となった日前に基本手当又は特例一時金の支給を受けたことがある者については、これらの給付の受給資格又は特例受給資格に係る離職の日以前の被保険者であった期間（法第22条第3項第2号）

(ハ) 当該雇用された期間に係る被保険者となった日前に教育訓練休暇給付金の支給を受けたことがある者については、当該給付金に係る教育訓練休暇を開始した日以前の被保険者であった期間及び教育訓練休暇給付金の支給を受けていた期間（法第22条第3項第3号）

(ニ) 当該雇用された期間又は当該被保険者であった期間に雇用継続交流採用職員であった期間があるときは、当該雇用継続交流採用職員であった期間

(ホ) 当該雇用された期間又は当該被保険者であった期間に育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給を受けた期間がある場合はその期間（法第22条第3項第4号）

56714 (4) 所定給付日数の決定

イ 所定給付日数

教育訓練休暇給付金は、受給期間における教育訓練休暇取得の認定を受けた日について、所定給付日数を上限に支給する（法第60条の3第3項）。教育訓練休暇給付金の所定給付日数は、教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者の教育訓練休暇開始日の前日における被保険者であった期間（56713 ロにより確認される被保険者であった期間（算定基礎期間））に基づき決定される（法第60条の3第6項、法第22条第1項）。

基本手当とは異なり、教育訓練休暇給付金支給対象者が年齢、理由及び就職が困難な者であるかどうかによる所定給付日数の差はない。

所定給付日数を表示すれば、次のとおりである。

算定基礎期間	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

56715 (5) 教育訓練休暇給付金の日額の決定

教育訓練休暇給付金の支給額は、教育訓練休暇給付金の日額に、教育訓練休暇給付金の受給資格を有する一般被保険者（以下この節において「教育訓練休暇給付金支給対象者」という。）が教育訓練休暇取得の認定を受けた日数を乗じて得た額とする。

イ 教育訓練休暇開始時賃金の日額の算定

(イ) 教育訓練休暇開始時の賃金日額の算定に当たっては、基本手当と同様に賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの間を1か月として算定し、当該1か月間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月を完全な賃金月として、教育訓練休暇開始日の前日から遡って直近の完全な賃金月6か月の間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額を算定することとする（法第60条の3第5項、法第17条第1項。50601参照。）。

なお、教育訓練休暇開始時の賃金日額の算定におけるその他の算定方法、賃金の範囲については、基本手当の賃金日額の算定に係る取扱いと同様の取扱いとする。

(ロ) 日給者（短時間労働者を除く。）については、上記(イ)にかかわらず、日給者についての基本手当に係る賃金日額の算定方法と同様の方法により計算された額を教育訓練休暇開始時の賃金日額とする（50603参照）。

ロ 教育訓練休暇給付金の日額の決定

教育訓練休暇給付金の日額は、教育訓練休暇給付金の受給資格に係る教育訓練休暇開始日の前日の年齢に応じて、基本手当と同様の方法により決定する（法第60条の3第5項、法第16条、法第17条。50801参照）。

ハ 教育訓練休暇給付金の日額の変更

(イ) 8月1日以後の自動変更対象額が変更（50617参照）された場合、当該自動変更対象額は8月1日以後の日に係る教育訓練休暇給付金の日額について適用され、7月31日以前の日に係る教育訓練休暇給付金の日額については、変更前の自動変更対象額が適用される（法第60条の3第5項、法第18条）。

(ロ) 8月1日以後の日について、従前の教育訓練休暇給付金の日額から変更された額により教育訓練休暇給付金が支給される旨を教育訓練休暇給付金支給対象者に対して通知すること。

この場合、当該支給対象者については、変更後の教育訓練休暇給付金の日額により最初に支給を行う際、支給決定通知書の通知内容欄に「教育訓練休暇給付金日額が変更となりました。」というメッセージを印字することにより通知することとして差し支えない。

56716 (6) 受給資格決定が遅延した場合等の取扱い

事業主又は教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者の都合で教育訓練休暇給付金に係る受給資格決定手続が遅延し、必要な手続の実施が認定日を超えた場合には、当該認定日に係る期間の認定を行うことができない。すなわち、例えば、事業主による事業所管轄安定所の長に対する賃金月額証明書等の届出（56703参照）又は教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者による住居所

管轄安定所の長に対する支給申請書、賃金月額証明票（本人手続用）等の提出（56711 参照）の遅滞に伴い、当該一般被保険者に対する受給資格決定通知の交付が遅れ、結果として、初回の認定日から起算して 7 日以内（56722 参照）に認定申告書等の提出（56722 参照）ができなかった場合は、当該認定日の直前の 30 日間について教育訓練休暇を取得したことの認定を行うことができず、したがって、当該期間に対する教育訓練休暇給付金を支給できず、遡って支給することもできない。

なお、この場合、当該支給対象者に係る教育訓練休暇給付金の所定給付日数は減少しないが、56725 に定める受給期間を徒過した以降の期間については、教育訓練休暇給付金を支給することができない。

56721-56730 3 教育訓練休暇取得の認定及び教育訓練休暇給付金の支給決定

56721 (1) 概要

教育訓練休暇取得の認定は、当該教育訓練休暇給付金支給対象者の住居所管轄安定所の長が、教育訓練休暇給付金支給対象者が教育訓練休暇開始日から起算して 30 日に 1 回ずつ、直前の 30 日における対象教育訓練休暇を取得した各日について行う（法第 60 条の 3 第 4 項）。

56722 (2) 教育訓練休暇取得認定申告書の提出等

イ 教育訓練休暇取得認定申告書の提出

教育訓練休暇給付金支給対象者は、休暇開始日から起算して 30 日ごと、受給資格決定通知又は支給決定通知の交付を受ける際にあらかじめ指定された認定日に、認定申告書に必要な書類を添えて、来所又は郵送等により住居所管轄安定所の長に提出する。ただし、やむを得ない理由がある場合には、教育訓練休暇給付金支給対象者は、認定申告書等を当該認定日から起算して 7 日以内に提出することができる（法第 60 条の 3 第 4 項、則第 101 条の 2 の 25 第 1 項参照）。なお、認定日より遅れて認定申告書等が提出された場合でも、認定の対象となる支給対象期間は変化しない。

基本手当における失業の認定と異なり、教育訓練休暇取得の認定に係る手続については、公共職業安定所への出頭は必須ではなく、認定申告書等を郵送等により提出することも可能である。

ロ 添付書類

(イ) 本人確認書類

56712 ロに定める本人確認書類である。

(ロ) 受給資格決定通知

56712 ニにより住居所管轄安定所の長から交付された受給資格決定通知である。

(ハ) 教育訓練を受講していることを証明する書類

教育訓練機関が発行した受講証明書又は領収書等である。なお、2 回目以降の認定日については、本人記載の疎明書を提出することによって代えることも可能である。

ハ 留意事項

受給期間内及び支給残日数の範囲内における再度の教育訓練休暇の取得については、改めて受給資格の確認を行う必要はないが、この場合であっても、教育訓練休暇給付金支給対象者は、本人が記載し、事業主の承認を得た取得確認票、受給資格決定通知及び支給申請書を、当該新たな教育訓練休暇を開始後、速やかに住居所管轄安定所の長に提出する。住居所管轄安定所の長は、当該新たな教育訓練休暇開始日から起算して 30 日を経過するごとに認定日を設定し、これを本人に知らせる（則第 101 条の 2 の 21 第 2 項）。

56723 (3) 教育訓練休暇取得の認定

教育訓練休暇給付金支給対象者から認定申告書の提出を受けた住居所管轄安定所の長は、認定申告書に記載された訓練内容を確認したうえで、認定申告書に記載された支給対象期間の暦日数から、以下イ又はロに該当する日を除いた日数について、教育訓練休暇取得の認定を行う（則第101条の2の25第2項、則第101条の2の26第1項参照）。

イ 自己の労働等によって収入を得た日

「自己の労働等」とは、雇用契約を締結して労働した場合に限らず、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合、有償ボランティア活動をした場合等を含む。教育訓練休暇給付金の支給に係る教育訓練休暇の認定単位は1日単位であることから、就労時間は問わない。また、就労場所は問わず、当該労働等による収入の有無に係る申告に基づき確認することとする。

この場合の収入は、あくまで当該就労の対価として支払われるものとし、当該就労の事実と関係のない収入は含まない。例えば、会社が、福利厚生の一環として、教育訓練休暇支給対象者に対し、資格取得に必要な費用（受講料や資格試験受験料等）を補助するための手当を支給した場合、当該手当は就労の対価として支払われる訳ではないため、ここでいう「収入」には当たらない。なお、会社が、休暇中の生活費補助のための手当を支給する場合には、そもそも教育訓練休暇給付金の支給要件である「無給の休暇」を取得したといえないことから、教育訓練休暇給付金は支給されない。

また、この場合の収入を得た日とは、実際に収入を得た日ではなく、収入の発生する就労等の活動を行った日をいう。

ロ 教育訓練休暇以外の休業・休暇を取得した日

有給、無給、又は手当が支給されているかどうかを問わず、育児休業や介護休業、病気休暇、有給休暇等、教育訓練以外を目的とする休暇・休業を取得した日の有無により確認する。

56724 (4) 教育訓練休暇給付金の支給決定

イ 支給額の算定

一の支給対象期間における教育訓練休暇給付金の支給額は、教育訓練休暇取得の認定を受けた日数（56723参照）に、教育訓練休暇給付金の日額（56715ロ参照）を乗じた額とする（法第60条の3第5項）。

なお、教育訓練休暇給付金の支給単位は時間単位ではなく日単位であることから、労働等により収入を得た場合にはその日単位で不認定・不支給となるのであって、労働等に伴う収入により減額の調整を行うことはない。

ロ 支給決定通知の交付

56722～56724イにより、教育訓練休暇給付金の支給額が決定した場合、住居所管轄安定所の長は、教育訓練休暇給付金支給対象者に対し、支給決定通知を交付する。併せて、教育訓練休暇取得の認定に係る次回の認定日について教示する（当該支給決定によって支給残日数が0となった場合を除く。）。

ハ 口座振込による教育訓練休暇給付金の支給

教育訓練休暇給付金支給対象者に対する教育訓練休暇給付金の支給は、認定の日の翌日から起算して7日以内に、原則としてその者の普通預（貯）金口座への振込みの方法によって行う（則第101条の2の27第1項）。

56725 (5) 受給期間の延長

イ 受給期間

教育訓練休暇給付金の支給を受けることができる期間（受給期間）は、原則として教育訓練休暇給付金の受給資格に係る教育訓練休暇開始日から起算して1年間である（法第60条の3第1項本文）。

ロ 受給期間の延長事由等

イの受給期間内に、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上教育訓練を受けることができない場合、受給期間の延長が認められる（法第60条の3第3項）。教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者又は教育訓練休暇給付金支給対象者が受給期間を延長しようとする場合、教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者又は教育訓練休暇給付金支給対象者本人が作成した教育訓練休暇変更確認票（以下この節において「変更確認票」という。）により事業主の承認を得た上で、休暇開始日の翌日から起算して4年を経過するまでの間（下記ハにより加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）に、当該変更確認票を添えて、来所又は郵送等により住居所管轄安定所の長に対して教育訓練休暇給付金受給期間延長申請書（則様式第16号。以下この節において「延長申請書」という。）を提出しなければならない（則第101条の2の20、則第101条の2の24第1項及び第2項）。

なお、住居所管轄安定所の長は、延長申請書及び事業主が承認済みの変更確認票の提出があった場合、内容を確認し、以下の事由に該当すると認められる場合には延長通知書を作成し、当該教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者又は教育訓練休暇給付金支給対象者に対してこれを交付する（則第101条の2の24第5項）。

受給期間の延長が認められる理由及び各理由に係る留意点は次のとおりである（法第60条の3第3項、則第101条の2の22）。

a 妊娠

産前6週間以内に限らず、教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者又は教育訓練休暇給付金支給対象者本人から妊娠のために教育訓練を受けることができない旨の申出があった場合には、受給期間の延長を行う。

b 出産

出産は妊娠4か月以上（1か月は28日として計算する。したがって、4か月以上というのは妊娠から85日以上経過した場合のことである。）の分娩とし、生産、死産、早産を問わない。

出産は本人の出産に限られる。出産のため職業に就くことができないと認められる期間は、通常は、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日以後出産の日の翌日から8週間を経過する日までの間であることを踏まえ、教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者本人又は教育訓練休暇給付金支給対象者から同期間において30日以上教育訓練を受けることができない旨の申出があった場合には、受給期間の延長を行うこととする。

c 育児

ここでいう育児とは、3歳未満の乳幼児の育児とし、申請者が社会通念上やむを得ないと認められる理由により親族（民法第725条に規定する親族、すなわち、6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいう。）に当たる3歳未満の乳幼児を預かり、育児を行うために教育訓練を受けることができない旨の申出があった場合にも、受給期間の延長を認めることとして差し支えない。

また、特別養子縁組を成立させるための監護に係る育児を行う場合についても、法律上の親子関係に基づく子に準じて受給期間の延長を認めることとして差し支えない。

d 疾病又は負傷

教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者又は教育訓練休暇給付金支給対象者本人から、疾病又は負傷により教育訓練を受けることができない旨の申出があった場合、受給期間の延長を行うこととする。

e a から d までの理由に準ずる理由で住居所管轄安定所の長がやむを得ないと認めるもの

(a) 次の場合がこれに該当する。

i 常時本人の介護を必要とする場合の親族の疾病、負傷若しくは老衰又は障害者の看護
内縁の配偶者及びその親若しくは子はここにいう「親族」に該当すると解し、親族の配偶者についてはこれに準じるものと取り扱って差し支えない。

ii 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合の負傷し、又は病気にかかったその子の看護（i に該当するものを除く。）

iii 知的障害者更生施設又は機能回復訓練施設への入所

iv 配偶者の海外勤務に本人が同行する場合

この場合、内縁の配偶者を含む。

v 青年海外協力隊その他公的機関が行う海外技術指導等に応募し、海外へ派遣される場合（派遣前の訓練（研修）に参加するため教育訓練を受けられない場合を含む。）

ただし、青年海外協力隊以外の公的機関が行う海外技術指導等の中には、ボランティア（自発的に専門的技術や時間、労力を提供する行為）ではなく就職と認められ、受給期間の延長事由に該当しない場合があるので留意する。

vi v に準ずる公的機関が募集し、実費相当額を超える報酬を得ないで社会に貢献する次に掲げる活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合

(i) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災地を支援する活動

(ii) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者等に対して必要な措置を講ずることを目的とする一定の施設における活動

(iii) (i) 及び (ii) に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

(b) 次の場合は、これに該当するとは認められない。

i 刑の執行（刑の執行が不当であったことが裁判上明らかとなった場合を除く。）

ii 海外旅行（上記(a) iv に該当する場合を除く。）

(c) 判断に窮する場合の取扱い

ここに明記されている事由以外で受給期間の延長事由に該当すると思われる事例が生じた場合は本省に照会する。

ハ 受給期間が延長される日数

上記イにより計算した受給期間において上記ロに掲げる理由により引き続き 30 日以上教育訓練を受けることができない状態にある教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者又は教育訓練休暇給付金支給対象者について、当該計算した受給期間に加えることができる日数は、当該理由により教育訓練を受けることができない期間（上記イにより定められる受給期間内の期間に限らない。）である。ただし、受給資格に係る教育訓練休暇開始日から起算して 4 年間を超えて受給期間を延長することはできない（法第 60 条の 3 第 3 項）。

また、異なる 2 以上の理由により、引き続き 30 日以上教育訓練を受けることができない場合、それぞれの期間の日数を加算できる。ただし、この場合であっても、受給期間は教育訓練休暇開始日から起算して 4 年を超えることはできないことに留意する。

ニ 受給期間の延長申請の手続

(イ) 延長申請書等の提出

延長の措置を受けようとする者は、上記ロに掲げる理由により引き続き 30 日以上教育訓練を受けることができなくなるに至った日の翌日から、受給資格に係る教育訓練休暇開始日から起算して 4 年を経過する日までの間（延長後の受給期間が 4 年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間。）に、延長等申請書に、次の(ロ)に掲げる書類を添付して住居所管轄安定所の長に提出しなければならない（則第 101 条の 2 の 24 第 2 項）。ただし、当該延長の事由が止んだ場合は、上記ロの受給期間に当該理由により教育訓練を受けることができない期間を加えた期間までが、延長後の受給期間となる。

この場合の申請は、必ずしも教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者又は教育訓練休暇給付金支給対象者本人が住居所管轄安定所に出頭して行う必要はなく、代理人又は郵送等により行うことも差し支えない（代理人による申請の場合は委任状を必要とする。郵送の場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。）。また、天災その他やむを得ない理由（交通途絶、申請者への離職票の到達の遅延等申請者の責めに帰すことができない理由）のため、所定の期間内に申請できなかった場合には、そのやむを得ない理由がやんだ日の翌日から起算して 7 日以内に申請すればよい（則第 101 条の 2 の 24 第 2 項但し書き及び第 3 項並びに第 17 条の 2 第 4 項）。また、上記による申請の期限の日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日をいう。）に当たる場合には、その行政機関の休日の翌日とその期限の日とみなされる（行政機関の休日に関する法律第 2 条）。

なお、受給期間の延長理由が生じてから 30 日が経過する前に延長申請書が提出された場合であって、当該理由により引き続き 30 日以上教育訓練を受けることができない状態が継続することが確実と判断される場合には、当該延長申請書を受理して差し支えない。ただし、この場合、受給期間延長通知書は、申請期間の到来後に申請書の記載内容が事実と相違ないことを確認した上で交付すること。

(ロ) 延長申請書の添付書類

a 延長申請書には、医師の証明書その他の上記ロの受給期間の延長が認められる理由に該当することの事実を証明することができる書類を添えなければならない（則第 101 条の 2 の 24 第 1 項）。ただし、住居所管轄安定所の長が添付を求める書類は、必要最小限とすること。

なお、天災その他やむを得ない理由により所定期間内に申請できなかった場合には、その事実を証明することができる官公署、鉄道の駅長等の証明書又は安定所の長が認める者の証明書の添付を求めること（則第 101 条の 2 の 24 第 4 項）。

b 教育訓練休暇給付金支給対象者本人が記載し、事業主の承認を得た変更確認票を添えなければならない（則第 101 条の 2 の 20）。

c 教育訓練休暇給付金支給対象者については受給資格決定通知を、教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者であって受給資格決定通知の交付を受けていない者は、支給申請書及び賃金月額証明票（本人手続用）を添えなければならない。

(ハ) 延長申請書の手続に関する留意事項

a 延長申請書の提出日において妊娠中である場合には、出産又は育児のため引き続き教育訓練を受けることができないことが明らかであれば、その時にその旨を併せて申し出ることができる。

不妊治療に専念するために引き続き 30 日以上教育訓練を受けることができない（50271 ニに該当する）ことを理由に延長している者についても、妊娠した場合には、出産又は育児のため引き続き教育訓練を受けることができないことが明らかであれば、それぞれの延長事由（不妊治療、妊娠、出産又は育児）が継続している期間を合算した後の受給期間の末日までに申請を行う取扱いとして差し支えない。

- b 延長申請書の提出日において申請事由に係る期間の末日が確定（又は推定）できない場合には、便宜上暫定的に、申請事由に係る期間の末日を教育訓練休暇開始日から起算して 4 年後の日と定め、支給台帳に教育訓練を受けることができない期間を記録し、後日申請事由に係る期間の末日が確定したときに、支給台帳に記録している教育訓練を受けることができない期間の変更処理を行うこと。

(二) 延長申請書の審査

- a 住居所管轄安定所の長は、延長申請書等の書類の提出を受けた場合には、添付された証明書等により延長申請書の記載内容が事実に相違ないことを確認した上で、「※処理欄」に、教育訓練を受けることができないと認めた期間を記載すること。
- b 申出の日が、当初の受給期間満了日の直前である場合等、受給期間の延長の制度を濫用するおそれのある場合には、住居所管轄安定所の長は、その審査について、特に慎重に行うこと。

(ホ) 延長通知書の交付等の処理

- a 受給期間の延長措置を決定した場合には、延長通知書を交付する（則第 101 条の 2 の 24 第 5 項）。
この際、上記(ハ) b の場合には、延長通知書の「延長後の受給期間満了年月日」欄には「継続中」と記載し、申請者に対しては、当該申請事由が止んだ後において住居所管轄安定所の長にその旨を届け出たときにその年月日を記載するものである旨の説明をし、後日トラブルが生じないよう十分留意する。また、延長通知書を滅失し、又は損傷した場合には、速やかに届け出て再交付を受けるよう指導する。

なお、教育訓練休暇開始日前に上記ロに掲げる事由が生じている場合は、みなし被保険者期間の緩和措置（56713 イ(ハ)参照）の対象となることに留意すること。

- b 下記(ハ)のとおり延長申請書の記載内容について重大な変更があった旨の届出を受けた場合は、届出に係る内容を審査し、変更後の延長通知書を交付する（則第 101 条の 2 の 24 第 6 項）。
- c 受給期間の延長を認めない場合には、当該申請書欄外に「不承認」の表示をするとともに申請者に対して文書でその旨を通知すること。

また、不服のある場合には、雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨を教示する。教示を行うに当たっては、あらかじめその旨を記載したゴム印を作成して、これによることとしても差し支えない。

- d 教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者であって受給資格決定通知の交付を受けていない者については、支給申請書及び賃金月額証明票（本人手続用）をもとに受給資格の有無を確認し、受給資格を満たすことを確認した上で、延長通知書を交付する際に、併せて受給資格決定通知を交付すること。
- e 教育訓練休暇給付金支給対象者については、受給資格決定通知に必要な事項を記載したうえで、延長通知書と併せて交付する（則第 101 条の 2 の 24 第 5 項）。

(ハ) 延長通知書の記載内容の変更、終了

教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者又は教育訓練休暇給付金支給対象者

は、延長申請書の提出後、延長申請書の記載内容について重大な変更があったとき（例えば、延長申請書に記載した教育訓練を受けることができない期間に1か月以上の変動が生じたとき、申請に係る理由と相互因果関係のある別の事由が生じたとき等）又は申請に係る事由が止んだときは、交付を受けた延長通知書を添えて、速やかにその旨を住居所管轄安定所の長に届け出なければならない（則第101条の2の24第6項）。そのため、住居所管轄安定所の長は、当該一般被保険者又は支給対象者に対してその旨の説明をしておくこと。ただし、当該届出は必ずしも当該一般被保険者又は支給対象者本人が住居所管轄安定所に出頭して行う必要はなく、代理人又は郵送等により行うことも差し支えない（則第101条の2の24第7項。50273参照。）。

また、延長申請に係る事由が止み、支給対象者が対象教育訓練休暇の取得を再開したときは、受給資格決定通知に延長通知書を添えて住居所管轄安定所の長に提出する必要があるが、その際、同時に認定申告書も提出することで、住居所管轄安定所の長は、上記への教育訓練を受けることができない期間の変更処理及び再開後の期間に係る支給の処理を同時に行うことができる。

教育訓練休暇変更確認票

<被保険者記載欄>

変更前の教育訓練休暇の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
変更後の教育訓練休暇の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
変更後の教育訓練の内容 (教育訓練実施者名・施設等の名称、講座名等)	(教育訓練実施者名・教育訓練施設等の名称) (教育訓練講座名) (受講開始予定年月日) 令和 年 月 日 (受講終了予定年月日) 令和 年 月 日 (分類) ※該当する欄にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 民間の教育訓練機関 <input type="checkbox"/> 大学・大学院等 <input type="checkbox"/> その他 ()
この申請書を提出する理由	イ 妊娠、出産、育児 ロ 疾病、負傷等 ハ その他 具体的な理由 []
疾病又は負傷の場合	疾病の名称 診療機関の名称、診察担当医

上記のとおり、教育訓練休暇を変更することについて、申請します。

(フリガナ)

令和 年 月 日 氏名 _____

<事業主記載欄> ※該当する欄にチェックを入れてください。

承認の求めがあった教育訓練休暇の変更は、これを承認します。

〒

住 所

事業所名

事業主名

令和 年 月 日 電話番号 _____

教育訓練休暇の変更について上記のとおり提出します。

令和 年 月 日
公共職業安定所長 殿

受給期間延長等・教育訓練給付金適用対象期間延長・教育訓練休暇給付金受給期間延長申請書の
記載に当たっての注意

- 1 記載すべき事項のない欄は空欄のままとし、※印欄には記載しないこと。
- 2 この申請書により同時に複数の延長等の申請を行うことができるが、申請しない延長等がある場合は表題の申請しない延長等の文言を抹消すること。
- 3 妊娠、出産、育児(3歳未満の乳幼児の育児に限る。)、疾病、負傷等により職業に就くことができない(教育訓練給付金又は教育訓練休暇給付金に係る対象教育訓練の受講を開始又は継続することができない)ため、この申請書を提出する場合の記載及び提出方法
 - (1) この申請書は、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局長(ただし、教育訓練給付金適用対象期間及び教育訓練休暇給付金受給期間は公共職業安定所の長に限る。)に対し、上記の理由により職業に就くことができなくなった(教育訓練給付金又は教育訓練休暇給付金に係る対象教育訓練の受講を開始又は継続することができなくなった)日の翌日から、受給資格に係る離職の日の翌日(教育訓練給付金適用対象期間の延長に関しては一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなった日、教育訓練休暇給付金受給期間の延長に関しては教育訓練休暇給付金の受給資格に係る休暇開始日の翌日)から起算して4年(教育訓練給付金適用対象期間の延長に関しては、20年)を経過する日までの間(延長された期間が4年(教育訓練給付金適用対象期間の延長に関しては、20年)に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)に提出すること。

なお、職業に就くことができない場合は、受給資格者証(受給資格者証の交付を受けていない場合には、離職票)を添えて提出すること。

また、この場合、代理人又は郵送による提出でも差し支えないこと。
 - (2) 2欄については、延長等を申請する期間の種類を全て○で囲むこと。
 - (3) 3欄については、基本手当の受給期間延長等を申請する場合には離職年月日を、教育訓練給付金の適用対象期間延長を申請する場合には教育訓練給付金に係る対象教育訓練の受講開始日を、教育訓練休暇給付金の受給期間延長を申請する場合には教育訓練休暇給付金に係る休暇の開始日を記載すること。
 - (4) 受給資格者証の交付を受けている場合は、5欄の記載を省略して差し支えないこと。
 - (5) 受給資格者証の交付を受けていない場合は、6欄は記載しないこと。
 - (6) 7欄は「イ」を○で囲み、職業に就くことができない(教育訓練給付金又は教育訓練休暇給付金に係る対象教育訓練の受講を開始又は継続することができない)理由を〔 〕内に具体的に記載すること。
 - (7) 8欄は7欄の理由により職業に就くことができない(教育訓練給付金又は教育訓練休暇給付金に係る対象教育訓練の受講を開始又は継続することができない)期間を記載すること。

なお、職業に就くことができない期間と教育訓練給付金に係る対象教育訓練の受講を開始することができない期間が異なる場合及び教育訓練給付金に係る対象教育訓練の受講を開始することができない期間と教育訓練休暇給付金に係る対象教育訓練を継続して受講することができない期間が異なる場合は、それぞれ申請書を提出する必要があること。
 - (8) 基本手当の受給期間の延長を申請する場合は、申請書下方の「・第31条の3第1項・第31条の6第1項」の文字を抹消すること。

また、基本手当の受給期間の延長等を申請しない場合は「雇用保険法施行規則第31条第1項・第31条の3第1項・第31条の6第1項の規定により受給期間の延長等、」を、教育訓練給付金の適用対象期間の延長を申請しない場合は「、第101条の2の5第1項の規定により教育訓練給付金に係る適用対象期間の延長、」を、教育訓練休暇給付金の受給期間の延長を申請しない場合は「、第101条の2の24第1項の規定により教育訓練休暇給付金受給期間の延長」をそれぞれ抹消すること。

4 定年等の理由により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望するため、この申請書を提出する場合の記載及び提出方法

- (1) この申請書は、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局長に対し、定年等の理由により離職した日の翌日から2か月以内に離職票を添えて提出すること。
- (2) 2欄については、「基本手当受給期間」を○で囲むこと。なお、定年等の理由により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望する場合には、教育訓練給付金適用対象期間の延長申請はできないこと。
- (3) 6欄及び9欄は記載しないこと。
- (4) 7欄は「ロ」を○で囲み、離職理由を〔 〕内に具体的に記載すること。
- (5) 8欄は求職の申込みをしないことを希望する期間を記載すること。
- (6) この申請書下方の「第31条第1項・」、「・第31条の6第1項」、「、第101条の2の5第1項の規定により教育訓練給付金に係る適用対象期間の延長、第101条の2の24第1項の規定により教育訓練休暇給付金受給期間の延長」の文字を抹消すること。

5 事業を開始等したため、この申請書を提出する場合の記載及び提出方法

- (1) この申請書は、原則として、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局長に対し、事業を開始等した日の翌日から2か月以内に受給資格者証（受給資格者証の交付を受けていない場合には、離職票）を添えて提出すること。
また、この場合、代理人又は郵送による提出でも差し支えないこと。
- (2) 2欄については、「基本手当受給期間」を○で囲むこと。なお、事業の開始等による教育訓練給付金適用対象期間及び教育訓練休暇給付金受給期間の延長申請はできないこと。
- (3) 受給資格者証の交付を受けている場合は、5欄の記載を省略して差し支えないこと。
- (4) 受給資格者証の交付を受けていない場合は、6欄は記載しないこと。
- (5) 7欄は「ハ」を○で囲むこと。
- (6) 8欄は有期の事業を予定している場合には、事業の実施予定期間を記載すること。
なお、有期の事業でない場合には末日は記載しないこと。
- (7) 9欄は記載しないこと。
- (8) 事業の開始等により受給期間の延長等を申請する場合は、申請書下方の「第31条第1項・第31条の3第1項・」及び「、第101条の2の5第1項の規定により教育訓練給付金に係る適用対象期間の延長、第101条の2の24第1項の規定により教育訓練休暇給付金受給期間の延長」の文字を抹消すること。

様式第16号(第31条、第31条の3、第31条の6、第101条の2の5及び第101条の2の24関係)(第2面)

受給期間延長等・教育訓練給付金適用対象期間延長・教育訓練休暇給付金受給期間延長申請書

1 申請者	氏名	生年月日		大正 昭和 平成 令和	年 月 日	性別	男・女
	住所又は居所	〒 (電話)					
2 延長等を申請する期間の種類	基本手当受給期間 ・ 教育訓練給付金適用対象期間 ・ 教育訓練休暇給付金受給期間						
3 離職年月日 受講開始日 休暇開始日	令和 年 月 日	4 被保険者となった年月日	昭和 平成 令和 年 月 日				
5 被保険者番号							
6 支給番号							
7 この申請書を提出する理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就く(教育訓練給付金に係る対象教育訓練の受講を開始する又は教育訓練休暇給付金に係る対象教育訓練を継続して受講する)ことができないため ロ 定年等の理由により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望するため ハ 事業を開始等したため 具体的理由 []						
8 職業に就く(教育訓練給付金に係る対象教育訓練の受講を開始する又は教育訓練休暇給付金に係る対象教育訓練を継続して受講する)ことができない期間、求職の申込みをしないことを希望する期間又は事業を実施する期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		※ 処理欄	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで			
※延長等後の受給(教育訓練給付金適用対象)期間満了年月日	令和 年 月 日						
9 7のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称			診療機関の名称・診療担当者			
雇用保険法施行規則第31条第1項・第31条の3第1項・第31条の6第1項の規定により受給期間の延長等、第101条の2の5第1項の規定により教育訓練給付金に係る適用対象期間の延長、第101条の2の24第1項の規定により教育訓練休暇給付金受給期間の延長を上記のとおり申請します。 令和 年 月 日 公共職業安定所長 地方運輸局長 殿 申請者氏名 _____							
備考				離職票交付安定所名			
				離職票交付年月日			
				離職票交付番号			

※

所長		次長		課長		係長		係		操作者	
----	--	----	--	----	--	----	--	---	--	-----	--

56726 (6) その他の留意事項

以上のほか、教育訓練休暇給付金に係る手続に当たっては、以下に留意する。

- (イ) 教育訓練休暇給付金に関する手続については、対面によるほか、郵送等により受け付ける。なお、郵送の場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。
- (ロ) 電子申請の利用の促進に係る照合省略の対象となる事業主等から電子申請により賃金月額証明書の届出がなされた場合には、23302 ハに掲げる教育訓練休暇給付関係手続について、事業所管轄安定所の長は、関係書類との照合を省略できる（23302 参照）。また、電子申請によらない賃金月額証明書の届出についても同様の取扱いとする。ただし、いずれの届出方式であっても、教育訓練休暇制度が規定された就業規則等については省略不可とする。
- (ハ) 教育訓練休暇給付金関係様式においては、個人番号の提出を求めることとはしないため、提出書類を受理する際には個人番号が記載されていないか確認の上、記載されていた場合は本人に連絡の上、これを破棄すること。なお、個人番号の記載がある確認書類を廃棄等する場合は、「個人番号利用事務における特定個人情報等取扱規程」第 22、第 33 及び「個人情報保護に関する研修テキスト」の「マイナンバー制度導入に向けた研修資料」に基づき、廃棄等したことを示す記録を付けること（23601 ニ(イ)参照）。
- (ニ) 郵送申請等の場合は、普通郵便でも受理するが、事故防止のために、50005 ロ(ロ)の書類については写しを添付させ追跡可能な書留等によるよう依頼を行う。ただし、教育訓練休暇給付金に係る手続については、個人番号を使用することはないため、50005 ロ(ロ)のうち、マイナンバーカードの裏面を提出することがないよう指導すること。
- (ホ) 代理人から上記の書類が提出された場合は、50005 ロ(ロ)に準じて身元（実在）確認を行うとともに、正当な代理権を有する者であることについて委任状を提出させ、これにより確認を行うこととする。

なお、社会保険労務士による提出代行又は事務代理の場合は、賃金月額証明書の社会保険労務士記載欄に、昭和 62 年 3 月 24 日付け労徴発第 18 号に規定する署名又は定型印の押印があれば、委任状を提出させる必要はない。また、社会保険労務士の身元（実在）確認については、社会保険労務士証等により確認することとする（電子申請の場合、社会保険労務士の電子署名を付すことにより社会保険労務士証等による確認は省略可能。）。
- (ヘ) 事業主が賃金月額証明書の届出をしない又は虚偽の内容の届出をした場合、法第 83 条第 1 号に該当するとして、同条の罰則規定が適用される場合がある。

様式第33号の2の8（第101条の2の17、第101条の2の28関係）（第2面）

注意

- 1 氏名を変更したときは、標題中「住所」及び「電話番号」の文字を抹消すること。この場合には、2 欄及び3 欄には記載しないこと。
- 2 住所を変更したときは、標題中「氏名」及び「電話番号」の文字を抹消すること。この場合には、1 欄及び3 欄には記載しないこと。
- 3 電話番号を変更したときは、標題中「氏名」及び「住所」の文字を抹消すること。この場合には、1 欄及び2 欄には記載しないこと。
- 4 この届書には、電話番号を変更する場合を除き、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類（例えば住民票）を添えること。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

56727 (7) 教育訓練休暇給付金の支給に伴う被保険者期間等の取扱い

- イ 教育訓練休暇給付金の支給を受けた場合、当該教育訓練休暇給付金の支給に係る対象教育訓練休暇を開始した日前の被保険者であった期間は、求職者給付の受給資格の要件となる被保険者期間（50103、54103、55103 参照）及び新たに教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする場合の当該教育訓練休暇給付金の受給資格の要件となるみなし被保険者期間（56713 イ参照）に含まれない（法第 14 条第 2 項第 3 号）。ただし、育児休業給付金及び介護休業給付金の受給資格の要件となるみなし被保険者期間（59523、59833 参照）並びに教育訓練給付金の支給要件期間（58012、58112、58212 参照）の算定対象には含まれる。
- ロ 教育訓練休暇開始日前の被保険者であった期間及び当該教育訓練休暇給付金の支給に係る休暇の期間は、基本手当の所定給付日数を決定する際に用いる算定基礎期間（50302 参照）、高年齢求職者給付金の給付日数を決定する際に用いる算定基礎期間（54215 イ(ロ)参照）、新たに教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする場合の所定給付日数を決定する際に用いる算定基礎期間に相当する期間（56713 ロ(ハ)参照）及び高年齢雇用継続給付の受給資格の要件となる被保険者であった期間（59011、59021 参照）に含まれない（第 22 条第 3 項第 3 号）。

56728 (8) 併給調整等

- イ 対象教育訓練休暇の期間中、教育訓練給付金に係る教育訓練を受講し、教育訓練給付金の支給を受けることは可能である。
- ロ 対象教育訓練休暇の期間中の介護休業、育児休業を取得したと認められる日については、教育訓練を受けるための休暇として認定することができない（56723 ロ参照）。したがって、教育訓練休暇の期間内の介護休業、育児休業又は出生時育児休業を取得している日については、介護休業給付金又は育児休業等給付の支給有無や当該休業中の給与の支給有無にかかわらず、教育訓練休暇給付金を支給しない。また、育児時短就業給付金を受けている期間については、収入を伴う就労を行っているため、教育訓練休暇給付金を支給しない。
- また、56723 ロのとおり、教育訓練休暇給付金の支給に係る対象教育訓練休暇と病気休暇・有給休暇等を重複して取得することはできないため、対象教育訓練休暇の期間内に病気休暇や有給休暇を取得している日については、傷病手当金や給与の有無によらず、教育訓練休暇給付金を支給しない。同様に、対象期間内に産前休業・産後休業を取得している日についても、出産手当金や給与の有無によらず、教育訓練休暇給付金を支給しない。
- ハ 暦月の初日から末日まで引き続いて教育訓練休暇取得の認定を受けている暦月は、高年齢雇用継続給付の支給対象月とはならないため、当該各暦月については、高年齢雇用継続給付は支給しない（法第 61 条第 2 項）。

56731-56740 第 2 教育訓練休暇給付金支給対象者が教育訓練休暇給付金を受給した後 6 か月以内に特定受給資格者等となった場合の基本手当の特例

56731 (1) 概要

教育訓練休暇給付金が支給された場合、当該教育訓練休暇給付金の受給資格に係る教育訓練休暇開始日前の一般被保険者であった期間は、基本手当等の受給資格の要件となる被保険者期間（50103、54103、55103 参照）に含まれない。このため、教育訓練休暇給付金の支給を受けた場合、一定期間、基本手当等の受給資格者となることができないこととなる（56727 参照）。

これは、教育訓練休暇給付金が、被保険者自らの意思により、これまでの一般被保険者であった期間が基本手当等の受給資格の要件となる被保険者期間として計上されなくなることを前提に、基本手当に相当する教育訓練休暇給付金の支給を受けるものであるためであるが、教育訓練休暇給付金の支給を受けた後に、倒産・解雇等、被保険者自らの意思によらず、また、予見できない事由により離職が生じた場合に、なら給付を行わないことは、雇用保険制度の目的にそぐわないこととなる。

このため、当該教育訓練休暇給付金に係る教育訓練期間中及び教育訓練休暇を終了した日から起算して6か月以内に倒産・解雇等により離職した者（特定受給資格者（50305 参照）に該当する者）は、特定教育訓練休暇給付金受給者として特例的に基本手当の支給を受けることができる（法第 60 条の 4）。また、特定理由離職者（期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。）に該当する者（50305-2(イ)参照）に限る。）については、暫定措置として、令和 9 年 3 月末までの間、特定教育訓練休暇給付金受給者とみなされ、一定の要件を満たす場合には、特例的に基本手当の支給を受けることができる（法附則第 11 条の 3）。

56732 (2) 事業主の離職証明書の記載に当たっての留意事項

イ 事業主は、その雇用する被保険者が離職によって被保険者資格を喪失した場合には、21451-21500 に従い原則として離職証明書を作成することとなるが、その際、離職理由にかかわらず離職証明書に教育訓練休暇期間を記載させることとする。具体的には、離職証明書「⑭賃金に関する特記事項」欄に、「教育訓練休暇期間 ○年○月○日～○年○月○日」と記載するように指導すること。

ロ 事業所管轄安定所の長は、事業主から提出された離職証明書に教育訓練休暇期間が記載されている場合は、ハローワークシステムにより教育訓練休暇期間に誤りがないか確認し、誤りがある場合は訂正する。なお、教育訓練休暇中に離職日が存在する場合、当該離職日を教育訓練休暇期間の末日（終了日）として取り扱う。

56733 (3) 基本手当の受給資格決定に当たっての留意事項

基本手当の支給を受けようとする者が提出した離職票において、離職票-2 の「⑭賃金に関する特記事項」欄に、教育訓練休暇期間が記載されている場合は、次に留意して基本手当の受給資格決定を行うこと。ただし、特定理由離職者に関する記載については、令和 9 年 3 月末までの暫定措置である（56731 参照）。

イ 特定受給資格者又は特定理由離職者に該当する場合

50306 により、特定受給資格者又は特定理由離職者に該当すると認定された場合は、教育訓練休暇を終了した日から離職の日以前の期間が 6 か月以上あるか確認する。なお、当該期間が 6 か月以上ある場合は基本手当の特例の対象とならないため、通常どおり基本手当の支給手続を行う。当該期間が 6 か月未満の場合は、基本手当の特例の対象となるので、56734 に従い所定給付日数の決定、56735 に従い基本手当日額の決定を行うこと。

なお、教育訓練休暇給付金の支給を受けた者に係る求職者給付の受給資格の要件となる新たな被保険者期間及び新たな算定基礎期間については、教育訓練休暇開始日から起算する（法第 14 条第 2 項第 3 号、法第 22 条第 3 項第 3 号）。ただし、教育訓練休暇給付金の支給を受けた日数については、基本手当及び教育訓練休暇給付金の所定給付日数並びに高年齢求職者給付金の給付日数を算定する際に用いる算定基礎期間には含まれないことに留意する（法第 22 条第 3 項第 3 号。56713 ロ参照。）。

ロ 特定受給資格者又は特定理由離職者に該当しない場合

特定受給資格者又は特定理由離職者に該当しない場合は特定教育訓練休暇給付金受給者には該当せず、基本手当の特例の対象とならないため、通常の基本手当の受給資格の要件を満たしているか確認した上で受給資格の決定等の手続を行う（法第 23 条第 2 項、法第 60 条の 4 第 2 項）。

56734 (4) 基本手当の特例における所定給付日数の決定

基本手当の特例の対象となった場合の所定給付日数は次のとおりとなる（法第 60 条の 4 第 1 項）。

- イ 法第 22 条第 2 項に定める就職困難者である受給資格者（50304 参照） 150 日
- ロ イ以外の受給資格者 90 日

56735 (5) 基本手当の特例における基本手当日額の決定

イ 基本手当の特例の対象となった場合の賃金日額の算定

基本手当の特例の対象となった場合は、教育訓練休暇開始日前の期間も被保険者期間として通算可能であるため、当該期間における賃金月についても賃金日額の算定に用いることとする。すなわち、基本手当の特例の対象となった場合の賃金日額については、教育訓練休暇開始日前の期間における完全な賃金月を含めた上で、通常の基本手当と同様、法第 13 条に定める算定対象期間において、最後の完全な 6 賃金月に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金及び 3 か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。以下同じ。）の総額を 180 で除して得た額とする。

なお、法第 13 条の算定対象期間に関して、教育訓練休暇を取得したことにより 30 日以上賃金の支払を受けることができなかった期間がある場合については、算定対象期間の緩和措置の対象と取り扱うこととして差し支えない。

ロ 基本手当の特例における基本手当日額の決定

イにより算定された賃金日額等に基づき、基本手当日額を決定することとなるが、基本手当日額の決定は、通常の基本手当と同様に行う（50801、50802 参照）。

56741-56750 第 3 未支給教育訓練休暇給付金の支給

56741 (1) 概要

教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者又は教育訓練休暇給付金支給対象者が、教育訓練休暇開始後に死亡した場合において、その者に支給されるべき教育訓練休暇給付金のうち、まだ支給されていないものがあるときは、死亡した当該一般被保険者又は当該支給対象者（以下この節において「死亡者」という。）の遺族（下記 56742 イ参照）であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（以下この節において「未支給教育訓練休暇給付金支給対象者」という。）は、自己の名でその未支給の教育訓練休暇給付金を請求することができる（法第 10 条の 3）。

56742 (2) 未支給教育訓練休暇給付金支給対象者

イ 未支給教育訓練休暇給付金支給対象者は、死亡者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹（以下この節において「遺族」という。）であって、その者の死亡した当時その者と生計を同じくしていたものとする。

ロ 未支給教育訓練休暇給付金支給対象者については、次の点に留意する。

(イ) 死亡とは、官公署又は医師によって死亡の証明がなされ得るものであって、死亡が確認されていない行方不明は含まれない。ただし、民法第 30 条の規定により失踪宣告を受けた場合は死亡として取り

扱う。

(ロ) 支給を受けるべき者の順位は、上記イで記載した順序とする。また、支給を受けるべき同順位者が 2 人以上あるときは、その 1 人のした請求は全員のためその全額につきしたものとみなされ、その 1 人に対してした支給は全員に対してしたものとみなされる（法第 10 条の 3 第 3 項）。

したがって、1 人の者から請求があれば、請求権の時効の更新の効果は他の遺族にも及ぶことになり、また、同順位者が 2 人以上あっても請求人の 1 人に全額を支給すればよいこととなる。

(ハ) 「生計を同じくしていた」とは、生計の全部又は一部を共同計算することによって日常生活を営むグループの構成員であったということである。したがって、実際に生計を維持されていたことまでは要さず、また、必ずしも同居していたことを要しない。なお、生計を維持されていた場合には生計を同じくしていたものと推定して差し支えない。

56743 (3) 未支給教育訓練休暇給付金の算定対象となる期間及び支給対象日

イ 未支給教育訓練休暇給付金の算定対象となる期間は、当該教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者又は教育訓練休暇給付金支給対象者が死亡したことにより教育訓練休暇取得の認定を受けることができなかった支給対象期間である。このうち、遺族の請求に基づき教育訓練休暇取得の認定を行った日が支給対象日となる（56745 イ参照）。したがって、本来支給対象者が死亡していなくても教育訓練休暇取得の認定を受けることができない日については支給されない。

なお、教育訓練休暇給付金支給対象者が教育訓練休暇取得の認定を受けた後に死亡したことにより支給を受けることができなかった教育訓練休暇給付金については、未支給教育訓練休暇給付金支給対象者は、改めて認定手続を行うことなく、既に認定を受けている期間に係る教育訓練休暇給付金の支給を請求することができる。

ロ 未支給教育訓練休暇給付金の支給は、死亡の日以後の日分について行うことができないものである。ただし、死亡の時刻等を勘案し、死亡の日を含めて教育訓練休暇取得の認定ができる場合は、死亡の日についても支給して差し支えない。この場合、おおむね正午以後に死亡した者については、死亡した日についても教育訓練休暇取得の認定を行うことができるものとする。

56744 (4) 未支給教育訓練休暇給付金の請求

イ 未支給教育訓練休暇給付金を請求しようとする者（以下この節において「未支給教育訓練休暇給付金請求者」という。）は、当該死亡者が死亡した日の翌日から起算して 6 か月以内に死亡者の住居所管轄安定所の長に出頭又は郵送等により必要な書類を提出する（則第 101 条の 2 の 28、則第 47 条第 1 項）。なお、郵送等の場合は、発信日を請求のあった日とする。また、死亡者の死亡の当時における住所又は居所の管轄安定所の長（則第 101 条の 2 の 28 で準用する則第 54 条の規定に基づき、当該死亡者に係る求職者給付に関する事務が委嘱された場合は、当該委嘱を受けた安定所。以下「死亡者の住居所管轄安定所」という。）がやむを得ない理由があると認めるときは、遺族の代理人が安定所に出頭し、その資格を証明することができる書類を提出した上、当該認定を受けることができる（則第 47 条第 1 項ただし書。「やむを得ない理由」については、53104 イ参照。）。

ロ 未支給教育訓練休暇給付金請求者は、以下の書類を提出する。ただし、下記(ロ)～(ニ)について、既に死亡者が以下の書類を提出している場合及び死亡者が以下の書類を交付されていない場合にはこの限りでない。なお、提出させる届及び申請書の氏名欄には、当該死亡者の氏名を記載させる。また、代理人による請求が行われた場合であって、(イ)の未支給失業等給付申請書に遺族の個人番号が記載され

て申請があった場合は、次の書類に加えて委任状による代理権を確認するほか、50005 ロ(ロ)の書類によって代理人の身元(実在)を確認するとともに、50005 ロ(イ)、(ロ)の書類により遺族の個人番号及び身元(実在)確認を行う。

(イ) 未支給失業等給付申請書(則様式第10号の4)

(ロ) 当該死亡者の受給資格決定通知又は支給決定通知

(ハ) 当該死亡者の賃金月額証明票(本人手続用)及び支給申請書

(ニ) 当該死亡者の取得認定申告書

この場合における取得認定申告書の記載は、1欄(申告する教育訓練期間)、2欄(自己の労働等による収入の有無及び収入を得た日)、3欄(教育訓練休暇以外の休業又は休暇の取得有無及び休業又は休暇の期間)のみで足りる。

(ホ) 当該死亡者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

例えば、死亡診断書、死体検案書又は検視調書の写し、住民票謄本等官公署が発行する書類又は医師の証明書である。

(ヘ) 未支給教育訓練休暇給付金請求者と死亡者との続柄を証明することができる書類

例えば、住民票の写し、戸籍謄(抄)本、戸籍記載事項証明書又は住民票記載事項証明書である。なお、未支給教育訓練休暇給付金請求者が死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類を提出しなければならない。例えば、住民票の写し等である。

(ト) 未支給教育訓練休暇給付金請求者が死亡者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

例えば、住民票の写し等である。なお、別居していた者にあつては、死亡者から送金を受けていたことを証明する現金書留の封書等により確認可能である。

(チ) 払渡希望金融機関指定届(則様式第18号)

未支給教育訓練休暇給付金請求者の口座が記載されているものである。

(リ) 未支給教育訓練休暇給付金請求者の口座情報を確認できる書類

例えば、当該未支給教育訓練休暇給付金請求者の通帳又はキャッシュカードの写し等である。

56745 (5) 未支給教育訓練休暇給付金の支給手続

イ 未支給教育訓練休暇給付金請求者は、教育訓練休暇給付の支給を受けようとする一般被保険者又は教育訓練休暇給付金支給対象者が死亡したため教育訓練休暇給付金の支給に係る認定申告書が提出できなかった支給対象期間について、死亡者の住居所管轄安定所への出頭又は郵送等の方法により、当該死亡者に係る教育訓練休暇取得の認定を受けなければならない。なお、当該認定は、56744 ロ及びハに掲げる書類を提出した上、これを受けることが必要である。

ロ 民法第30条第1項の規定に基づき失踪宣告を受けた場合は、死亡として取り扱うこととなっているが、失踪宣告を受けた者に係る教育訓練休暇取得の認定については、基本手当の失業の認定と同様に取り扱うこと(53104ハ参照)。

ハ 認定は死亡者の住居所管轄安定所が行う。なお、死亡者の住居所管轄安定所の長は、遺族の申出により遺族の住所又は居所を勘案し、必要と認めるときは、未支給失業等給付の支給に関する事務を他の安定所の長に委嘱することができる(則第17条の4第1項)。

ニ 未支給教育訓練休暇給付金請求者に対して支給するに当たっては、当該請求者の普通預（貯）金口座へ振り込むことによって支給する。死亡者の住居所管轄安定所においては、未支給給付請求者の普通預（貯）金口座は、払渡希望金融機関指定届を使用して届出させ、52003 イ(ロ)に準じて所要の確認を行った上で、支給決定処理を行う。

なお、支給に当たっては、代理人に対する支払及び隔地払も認められる。代理人に対して支払うときは、正当な代理権を有する者であることについて、未支給教育訓練休暇給付金を請求しようとする遺族の委任状を提出させることにより確認する。ただし、死亡者の住居所管轄安定所の長がやむを得ない理由があると認めるときは、未当該遺族の代理人が死亡者の住居所管轄安定所に出頭し、その資格を証明することができる書類を提出した上、当該認定を受けることができる（則第101条の2の28で準用する則第47条第1項ただし書）。この場合の「やむを得ない理由」とは、請求しようとする遺族が幼児である場合、又は長期の傷病、重度の障害等にある状態をいう。遺族が幼児である場合には、後見人を代理人とするものとし、後見人であることを証明する書類（家庭裁判所で発行する証明書）を提出させること。

また、未支給教育訓練休暇給付金請求書については、死亡者の住居所管轄安定所において保管し、個人番号が記載されている場合には、「個人番号利用事務における特定個人情報等取扱規程」、「個人情報保護に関する研修テキスト」の「マイナンバー制度導入に向けた研修資料」に沿って適切に取り扱うこと。

ホ 未支給教育訓練休暇給付金請求者が、その支給を受けないうちに死亡した場合は、その者の相続人はその支給を請求することができる。ただし、遺族が請求を行わずに死亡した場合は、当該遺族の相続人は未支給教育訓練休暇給付金の請求権者とはなれない。この場合、他の同順位者がいないときは、次順位者が請求できる。

ヘ 上位の順位者がおり、その者が請求権を放棄しないにもかかわらず下位の順位者に未支給教育訓練休暇給付金を支給した後において、上位の順位者から請求があった場合には、その者に未支給教育訓練休暇給付金を支給しなければならない。なお、この場合、下位の順位者に既に支給した未支給教育訓練休暇給付金については返還を求めなければならない。

56746 (5) 未支給教育訓練休暇給付金の支給に係る事務処理

イ 遺族から未支給失業等給付請求書の提出を受けた場合は、当該請求書に基づいて、請求のあった教育訓練休暇給付金について支給要件に該当するものであるか否か及び未支給教育訓練休暇給付金請求者が正当な請求者であるか否かを認定し、支給又は不支給を決定すること。

ロ 支給の決定をしたときは、未支給失業等給付請求書の「※公共職業安定所記載欄」に金額その他必要な事項を記載し、死亡者の住居所管轄安定所の長の決裁を受けること。

ハ 未支給教育訓練休暇給付金は、支給決定をした日の翌日から起算して7日以内に支給すること。

未支給失業等給付請求書

1. 死亡した者	氏名			支給番号		
	死亡の当時の住所又は居所					
	死亡年月日	令和	年	月	日	
2. 請求者	氏名(カナ)					
	氏名					
	個人番号					
	生年月日	昭和 平成	年	月	日	性別
	住所又は居所					
	死亡した者との関係					
3. 請求する失業等給付等の種類	基本手当・技能習得手当・寄宿手当・傷病手当・高齢求職者給付金・特例一時金・日雇労働求職者給付金・再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当・移転費・求職活動支援費・教育訓練給付金・教育訓練休暇給付金・高齢雇用継続基本給付金・高齢再就職給付金・介護休業給付金・育児休業給付金・出生時育児休業給付金・出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金・教育訓練支援給付金					
上記により未支給の失業等給付又は育児休業等給付の支給を請求します。 令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿 請求者氏名 地方運輸局長						
※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄						
	所属長		次長		課長	係長
						係

注意

- この請求書は、受給資格者、高齢受給資格者、特例受給資格者、日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者、教育訓練給付金、教育訓練休暇給付金若しくは教育訓練支援給付金の支給を受けることができる者若しくは雇用継続給付の支給を受けることができる者又は育児休業等給付の支給を受けることができる者(以下「受給資格者等」という。)が死亡した日の翌日から起算して6か月以内に、原則として死亡した受給資格者等の死亡の当時の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局長(ただし、教育訓練給付金、教育訓練休暇給付金、高齢雇用継続基本給付金、高齢再就職給付金、介護休業給付金、育児休業給付金、出生時育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金及び教育訓練支援給付金は公共職業安定所の長に限る。)に提出すること。
- 2の個人番号欄には請求者の個人番号を記載すること。
- 2の生年月日欄については、該当する元号を○で囲むこと。
- 3欄については、請求しようとする失業等給付等を○で囲むこと。
- この請求書には、受給資格者証、高齢受給資格者証、特例受給資格者証、被保険者手帳又は教育訓練休暇給付金受給資格決定通知のほか次の書類を添えること。ただし、(4)から(21)までの書類については、死亡した受給資格者等が既に提出している場合は、添える必要がないこと。
 - 死亡の事実及び死亡の年月日を証明できる書類……死亡診断書等
 - 請求者と死亡した受給資格者等との続柄を証明することができる書類……戸籍謄本等
 - 請求者が死亡した受給資格者等と生計を同じくしていたことを証明することができる書類……住民票の謄本等
 - 基本手当、高齢求職者給付金又は特例一時金を請求するとき……失業認定申告書
 - 技能習得手当又は寄宿手当を請求するとき……公共職業訓練等受講証明書
 - 傷病手当を請求するとき……傷病手当支給申請書
 - 再就職手当を請求するとき……再就職手当支給申請書 (8) 就業促進定着手当を請求するとき……就業促進定着手当支給申請書
 - 常用就職支度手当を請求するとき……常用就職支度手当支給申請書
 - 移転費を請求するとき……移転費支給申請書 (11) 求職活動支援費を請求するとき……求職活動支援費支給申請書
 - 教育訓練給付金を請求するとき……教育訓練給付金支給申請書等
 - 教育訓練休暇給付金を請求するとき……雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明票、教育訓練休暇給付金支給申請書又は教育訓練休暇取得認定申告書等
 - 高齢雇用継続基本給付金、高齢再就職給付金を請求するとき……高齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高齢雇用継続給付支給申請書又は高齢雇用継続給付支給申請書
 - 介護休業給付金を請求するとき……介護休業給付金支給申請書
 - 育児休業給付金を請求するとき……育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書又は育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書
 - 出生時育児休業給付金を請求するとき……育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書
 - 出生後休業支援給付金を請求するとき……出生後休業支援給付金支給申請書等
 - 育児時短就業給付金を請求するとき……育児時短就業給付受給資格確認票・(初回) 育児時短就業給付金支給申請書又は育児時短就業給付金支給申請書
 - 教育訓練支援給付金を請求するとき……教育訓練支援給付金受講証明書 (21) その他必要な書類
- 請求者氏名を記載すること。
- ※印欄には、記載しないこと。

未支給失業等給付請求内容証明書

1. 死亡した者	氏名		支給番号	
			被保険者番号	
	死亡の当時の住所又は居所			
	死亡年月日	令和 年 月 日		
2. 請求者	氏名			
	住所又は居所			
	死亡した者との関係			
3. 請求する失業等給付の種類	基本手当・技能習得手当・寄宿手当・傷病手当・高齢求職者給付金・特例一時金・日雇労働求職者給付金・再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当・移転費・求職活動支援費・教育訓練給付金・教育訓練休暇給付金・高齢雇用継続基本給付金・高齢再就職給付金・介護休業給付金・育児休業給付金・出生時育児休業給付金・出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金・教育訓練支援給付金			
4. 備考				

都道府県労働局（担当部局）

殿

死亡した者の未支給の失業等給付又は育児休業等給付について、その遺族から未支給失業等給付請求書（様式第10号の4）の提出があったため、請求書の内容が上記と相違ないことを証明します。

また、上記の内容を旨とする請求については、支給決定を行ったことを申し添えます。

令和 年 月 日

〇〇公共職業安定所長

〇〇地方運輸局長

印